

加東市手話施策推進方針（案）

この方針は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民の手話への理解の促進を図り、地域における手話の使いやすい環境を構築することで、手話を使用する市民が、手話により、自立した日常生活を営み、及び社会参加をすること並びに全ての市民がろう者とともに生きる地域社会を実現するための施策を推進するために定めます。

1 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策

(1) 手話に対する理解の促進を図るため施策

市民に、手話は日本語や英語などの音声言語と同じように、豊かな表現や文法を持つ「言語」であることへの理解を深めるための施策を実施します。

【実施施策】

- ・手話言語条例のパンフレットを配布します。
- ・かとう情報BOX（ケーブルテレビ）で「伝の助手話ワンポイントレッスン」を放映します。
- ・手話言語条例制定 1 年を目途に手話の普及啓発のためのイベントを開催します。
- ・市長が市議会での挨拶等や、広く市民に対して挨拶をするときは、手話通訳をつけるように努めます。
- ・夏休みこども手話教室を開催します。
- ・議会（収録）放映に手話通訳をつけます。

(2) 手話の普及を図るための施策

市民に手話を広く普及させるために、各種講座を開催します。

【実施施策】

- ・ミニ手話講座【全3回】（社・滝野・東条の3会場を予定、出張講座もあり）を開催します。
- ・かとう手話っこ講座【全10回】（出張講座もあり）を開催します。
- ・市職員研修として手話講座を実施します。
- ・手話奉仕員養成講座（入門・基礎課程）を開催します。
- ・教育における手話の普及を図ります。（市立小中学校の福祉学習に設置手話通訳者等の派遣等を行います。・調整中）

- ・夏休み こども手話教室を開催します。

2 市民が手話による意思疎通や情報を得るための施策

(1) 市民が手話により意思疎通を図るための施策

手話通訳者の派遣制度の充実を図るため、手話通訳者の養成を引き続き行うとともに、手話通訳者の現任研修の充実を図ります。

【実施施策】

- ・手話通訳者養成講座（通訳Ⅰ）を開催します。（西脇市・多可町と共催）
- ・市登録手話通訳者現任研修を実施します。（月1回）
- ・手話通訳士対策講座を実施します。（随時）
- ・統一試験対策講座を実施します。（全3回）
- ・市手話通訳者等登録試験を引き続き実施します。

(2) 市民が手話により情報を得るための施策

市主催のイベントやケーブルテレビの番組に手話通訳をつけるよう努めます。

【実施施策】

- ・かとう情報BOX等（ケーブルテレビ）に手話通訳をつけます。
- ・市主催のイベントに手話通訳をつけます。
- ・議会（収録）放映に手話通訳をつけます。

3 手話通訳者の配置の拡充、処遇改善等、手話による意思疎通支援者のための施策

(1) 手話通訳者の配置の拡充を図るための施策

平成27年度から、各種講座の講師を設置手話通訳者が務めることから、設置通訳者を2名体制とし、市窓口に通訳者が不在とならないよう努めます。

【実施施策】

- ・設置手話通訳者を2名体制とします。（手話通訳士）

(2) 手話通訳者等の処遇改善等に関する施策

平成 27 年度から、兵庫県が実施する手話通訳者の広域派遣事業に関し、手話通訳者の報酬が引き上げられることから、市も県の報酬額にあわせて引き上げを行います。併せて、従前から実施しているけい腕検診及びインフルエンザ予防接種に対する費用の助成を行います。

【実施施策】

- ・市登録手話通訳者の報酬を 1 時間あたり 1,200 円から 1 時間あたり 2,000 円に引き上げます。市登録准手話通訳者については、据え置きの 1 時間 900 円とします。
- ・市登録通訳者に対し、けい腕検診及びインフルエンザ予防接種に対する費用の助成を行います。